

KONAN UNIVERSITY

スペイン、そしてバスク「ネーション」事情考

著者	渡部 哲郎
雑誌名	甲南法学
巻	57
号	3・4
ページ	519-542
発行年	2017-03-30
URL	http://doi.org/10.14990/00002268

スペイン、そしてバスク 「ネーション」事情考

渡 部 哲 郎

はじめに

ヨーロッパにおける国民投票、住民投票の結果が論議を呼んでいる。政治や経済、さらに社会的な現象面における諸問題に話が及び、その結果を招いた前提にはあまり関心が及んでいないように思える。そもそものスタートに「ネーション (Nation、スペイン語ではナシオン *nación*。通例に従って本稿ではネーションと表記する)」という名称と実体が曖昧なままに十分に理解されていないことが問題である。近代「国民国家 (Nation-State)」理念が大前提に進行する今日の国家事情があり、その集合体ともいえる国際連合 (United Nations) が国際政治の鍵を握る。ともに「国家」=「ネーション (nation)」が自明な基本単位にある。「ネーション」が国際連合の加盟要件であると考えれば、その基本単位に注目せざるをえない。

ヨーロッパにおいてはEU (ヨーロッパ連合) に見られる国家統合が進んできた。かの地では、ヨーロッパ、国家、地域・地方の三層構造があり、国境の壁を低くしたことによって中間に位置する「国家」の意味が問われるようになった。この「国家」は「ネーション」であり、あのフランス革命以降に生まれて19世紀近代に一般化する「ネーション」の

論 説

概念に基づいている。国境によって領域が設定され、その中に成立し統治する政府があり、領民がいる。領域、主権・政府、領民、つまり国境、主権国家、国民の三条件が「ネーション」の要件になる。このように、17・18世紀「近世」と位置付けられる時代に骨格が出来て近代に定律化したものを、現代人は教育されてきた。

その一方で、人、もの、お金、さらに情報が国境を越えて自由に往來することを理想に現代ヨーロッパである EU（ヨーロッパ連合）は進んできた。国家の枠がまず外れ、次に国民投票、住民投票によって注目されるようになったのが地域・地方である。この地域・地方が単なる行政単位の「地方（リージョン region、スペイン語では región）」ではなく、「ネーション」であると主張する。前述したように「国家」＝「ネーション」という考えが日本では教育によって定着している。「地方」＝「ネーション」という発想はあまり馴染みがない。

ヨーロッパにおいてスコットランドやカタルーニャなどにおける住民投票のニュースが賑やかになると、スペインにおいてはすでに「Nación de naciones (Nation of Nations)」の考えがあったと新聞の論説が言う⁽¹⁾。スペインには後述するように独特な「ネーション」概念があり、それぞれが「独自」とするとらえ方である。歴史的にもヨーロッパに近いと意識するカタルーニャが「ネーション」としてスペインからの分離・独立を求める住民投票の実施を意識するようになった。この意識を踏まえてバスク地方においてもバスク民族党とバスク社会党の連立合意（2016年11月）にバスクを「ネーション」と認識することがあえて取り上げられた⁽²⁾。ヨーロッパの諸地方における「自決権」請求と同列化する意図が汲み取れる。バスク民族党政権には、かつてその自決権を請求して中央政府と対決し尖锐化した「失敗」例があった。その失敗の後、実際の政治においては政権交代を経て、バスク民族党は民族急進派に同調しない⁽³⁾ 穏健な現実路線に切り替えていた。本稿では、「バスク」にはカタルーニ
(甲南法学'17) 57-3・4-520 (708)

ヤやヨーロッパに同調する一面を見ながら、自らを包括する別の用語・概念があることを紹介し、今日の「ネーション」理解へ至る「地方政治」の動向を考察する。

1. 複数「ネーション」—歴史の証明

1) 近代「複数スペイン」から地方の台頭

スペイン（イベリア半島）は15世紀末の国家統一以来、ゆるい国家（王国）統合（Reino de reinos 諸王国の中の王国）の時代を経て、近代においても不十分な統一国家の下、多様な地方によって構成されていた。19世紀ヨーロッパ近代では「統一国家」が登場する中、自由主義思想の影響は国の構成を示す憲法に現れた。その自由主義「憲法」においても定義すべき「スペイン」を「複数のスペイン (las Españas)」としている。⁽⁴⁾ スペインは歴史的に「ネーション」の意味またその使用において、ヨーロッパの他国と違う例が見られる。政治・社会学者ファン・リントは「ナショナル（民族）・アイデンティティ」について示唆的な提言をしていた。19世紀後半に生まれたカタルーニャやバスクの民族運動イデオロギーには「国家 (Estado, State)」と「ネーション (Nación)」の区別があると指摘する。19世紀当時、自由主義による中央集権の理念が新しく登場した頃、包括的に「スペイン」を示す用語は「スペイン国家 (Estado español)」という表現をしている。「スペイン (España)」と異なる意識をもつ半島周辺の人々が存在し、スペインは複数の国民国家 (un Estado multinacional) によって構成されていると理解していたのである。つまり、スペインという単一な国家は存在しなかった。バスク問題を扱うに際してリントは民族アイデンティティ（ナショナル・アイデンティティ）を次のように言っている。⁽⁵⁾

「民族アイデンティティは、……『異なっていること』に基づいている。しかし、すべてが『異なっている』わけではない。ときに言語、と

論 説

きに血統、宗教、生活習慣の違いがあげられる。あれがあるから、これがあると言って、民族体（ナショナリティ、ナショナルダード *Nacionalidad*）の意識が存在することにはならないし、民族主義者ナショナルリストの政治的意志がそれほど認められない。要は、民族意識は主観的なものであり、他の社会グループと異なると定義されるグループや集団によって分かち合える感情である。」

さらに、「スペインは多数のスペイン人にとって一つの国民国家（ネーション・ステイツ *un Estado — nación*）であるが、少数派のカタルーニャやバスクの国民（*Nación*）には一つの国家（*un Estado*）に過ぎない。これら少数派はスペインの失敗、つまり唯一のネーション（*nación*）をつくるべきエリートたちの失敗を明らかにしている。」

国家（*Estado*）とネーション（*Nación*）の区別が半島周辺部のナショナリズムのイデオロギーに顕著に見られた。カタルーニャとバスクのそれぞれの民族運動の理論家たち（ブラット・デ・ラ・リバとエバンヘリタ・デ・イベロ神父）は「スペイン」という用語に対して「スペイン国家」という表現をしている。つまり、「スペイン」と異なる半島周辺には異なった民族体の感情があった。スペインは複数の国民国家（*un Estado multinacional*）であるとする根拠は、19世紀当時においてもすでに言及⁽⁶⁾されていた。

19世紀の自由主義時代にスペイン国家の主導権を握るべくブルジョアジーが近代化と資本主義の未発達のために、その責務を果たすことがなかった。そのためにスペイン・ナショナリズムは根付くことなく、カタルーニャやバスクの半島周辺地方においてのみ中央政府からの圧力の中で民衆の自覚が生まれ、周辺地方の産業革命 — スペインではこの周辺のみ — 勃興によって地方ナショナリズムが活性化する種がまかれたのである。

2) 別種のナショナリズムと「地方自治」

イベリア半島周辺のカタルーニャとバスク、レコンキスタ途上に成立したポルトガル王国の三つしか「イベリア半島にはナショナリズムが生まれなかった」とも言われる。スペインはナショナリズムの形成に失敗したのだ。スペインは、対イスラムの戦いであるレコンキスタ（国土回復戦争）時代からいつも多様性が尊重され、16世紀の最盛期にもカトリック信仰を基盤とした帝国の維持に固執したために民族国家形成の流れに完全に乗り遅れた。「ナショナル・カトリズム」が強固であったために、世俗化した政治的ナショナリズムへ移行する発展が十分ではなかったのである。スペインが「ローマ教皇よりも教皇である」ことがナショナリズム形成失敗の一因でもある⁽⁷⁾。

イベリア半島の歴史のなかで唯一例外は、フランコ時代（1939-75年）の「独裁」統治であった。その「独裁」によって「スペイン・ナショナリズム」は地方的なものをすべて抹殺しようとした。しかし、ファン・リンツはその独裁を「権威主義」体制として内部の隙間を指摘した⁽⁸⁾。また近代以前に遡って「ネーション」の用語を見ると、時代に応じてその意味が違うことも分かる⁽⁹⁾。ラテン語に起源をもつ「ネーション」の意味を問うことから始めると、今日の「ネーション」事情も別次元のものとなる。最近のカタルーニャとバスクの「ネーション」理解がヨーロッパの他地方同様に国家からの分離・独立に直裁的に結び付けることがスペインでは歴史的な背景を考慮すれば短絡な思考であることも理解できる。しかし、単純明解な今日の意味が可能性を秘めているのも事実であろう。

スペインの多様な「地方」事情は現行憲法の国家規定からも分かる。スペインは「(地方)自治 (Las Comunidades Autónomas) 国家」であると規定している。憲法で保障しているのは、当該の地方が「ナショナルリティー nationality (スペイン語ではナショナルリダー nacionalidad)」を証明できれば、「自治共同体」と承認された⁽¹⁰⁾。半島の外のヨーロッパにお

論 説

いては、ヨーロッパ評議会（議会）（Council of Europe）が地域内の「地方」の訴えを尊重し、その権利を保証してきた。その際に地方を「ネーション」、「コミュニティ」などまちまちな呼称で扱ってきた。このヨーロッパの事情を汲んでカタルーニャ自治州では、自らを「ネーション」と捉えて、スペイン国家からの分離・独立を求める「住民投票」実施が模索されている。しかし、スペイン政府はカタルーニャを「ネーション」を認めず、あくまでもスペイン国家内の「自治州」として自治州政府の規律違反を憲法裁判所に訴えて、その主張が承認された。

スペイン国家の中で地方の権限が最も大きいバスク自治州において、2016年10月自治州議会選挙によって成立した連立政権は、あえて「バスク（Euskadi）」を「ネーション」とする共通認識を取り上げた。かつては「独立」志向が強かったが、「地方自治」の達成を民主主義の実現として取り組んできたバスク政治および社会が「ネーション」に集約するようになったことは時流に適應する「転機」と見ることもできる。バスク地方の政治は民族急進派の活動によって「分離」「独立」に邁進してきたとの印象がある。その予見からバスク「ネーション」の実体があるかのような錯覚も与えていた。しかし、次の2章で見るとバスク「地方」の政治事情を制度的な観点から理解すれば、大局から逸れた騒ぎに終始していたことが理解できる。自治州政府の与党を占めたバスク民族党も民族的な発露を見誤って中央政府に「自決権」を迫ったことがあった（2003年11月）。しかし、空回りに終わったことからこの党は現実路線に切り替えて、今日の転機に至る地歩を固めたのである。

スペイン内部からの発想・展開から出てきたのが「自治共同体 la Comunidad Autónoma」である。この理念は民主主義の発達の中で獲得された成果であった。スペインに民主主義が到来した第二共和国時代（1931～36年）に中央政界に同調する左翼勢力が台頭したカタルーニャには地方自治が与えられた。このことは、「地方」にとっての民主主義が（甲南法学'17）57-3・4-524（712）

「地方自治」であることを認識させるのに十分であり、保守的な体質にあったバスク民族党は若手リーダーの台頭とともに時代の流れを入れて「キリスト教民主主義」政党へ方向転換する一歩を踏み出した。そしてスペイン内戦が1936年7月に勃発すると、10月にバスク民族党を中心にした反軍事蜂起のバスク政治勢力は共和国政府、つまり人民戦線に与して「バスク自治政府」を樹立した。バスク地方自治は、戦局下でありながらも、民主主義とともに「地方自治」を初めて獲得した。その後、1937年3月末からバスクがある北部戦線の戦端が開かれ、同年4月ゲルニカ爆撃など圧倒的な軍事勢力の攻撃を受けて、6月には中心都市ビルバオが陥落してバスク自治政府は亡命政権となった。その後のフランコ体制においてバスク地方は徹底的な弾圧を受けたが、フランコ後の民主化移行期からいち早く地方自治を獲得することに成功した⁽¹¹⁾。このような歴史の経験から「自治共同体」「地方自治」が民主主義とともにあるという意識はバスクにおいては根強い。この歴史を踏まえた理念に今回は時流を取り入れて、バスク連立政権は「ネーション」構想を進めようとしている。

2. バスクの総体

1) 地方行政組織

スペインの地方の仕組みは、次のように概観できる。スペインにおける「地方」行政組織、その末端組織は「ムニシピオ Municipio」と呼ばれ、日本の場合の市町村にあたり、住民50人以下のもの、50万人以上のものも「ムニシピオ」であり、全国に8125（2014年現在）ある。市は「シウダー ciudad」、町は「プエブロ pueblo」、村「アルデア aldea」と規模に応じて名称がある。50万以上の市はマドリード、バルセロナ、バレンシア、セビーリャ、サラゴサ、マラガの6つしかなく、バスク州では最大のビルバオ市が35万弱である。このムニシピオ単位で住民は政党

(名)で投票(比例代表制)して当選者が市町村議会を構成、その最多数・政党の名簿筆頭者が「市長 *alcadea*」になり、さらに市町村議員の中から県会議員の兼職者を選び、県議会の多数派から「知事 *diputado general*」が指名される。ここまでは、一回の同じ地方選挙で選出する。国政選挙(総選挙)と州議会選挙は別途ある。ここで指摘しておきたのは、地方行政において「県 *provincia*」は国家と選挙者が直接選ぶ市町村との中間的存在であることである。現在、50県。さらに歴史的な背景があることを理由に承認された17自治州がある。バスク州について見ると、歴史的に「バスク」地方はビスカヤ、ギプスコア、アラバ、ナバラのスペイン側の各地方にフランス側の3地方がある。そのうちバスク自治州は、ビスカヤ、ギプスコア、アラバ3県から、ナバラ自治州はナバラ県1県でそれぞれ構成されている。このほかに自治州を越える広域的な問題に対応する「広域区 *comarca*」がある。バスク州に隣接するリオハ自治州は「バスク」の救急体制に依存している。⁽¹²⁾

2) バスク各種の呼び名

歴史評論家アサオラによれば、バスク人の国(くに)には「バスコニア *Vasconia*」という呼称があるのにカスティーリャ語(=スペイン語)辞書の項目には取り上げられて来なかった。スペイン語辞書にない単語は英語版スペイン語辞書にもない。1978年制定の現行スペイン憲法において「バスク」自治州の公称は、スペイン語「パイス・バスコ *País Vasco*」、バスク語「エウスカディ *Euskadi*」となった。単語「バスコニア」がない英語版辞書には、「エウスカディ」はあり、「*Euskadi = Basque Country*」とある(The Collins Spanish Dictionary 1988年版)。「パイス・バスコ」はフランス語からの援用、「エウスカディ」はバスク民族運動の創始者が考案した19世紀末の造語であり、「バスコニア」がバスク・ホームグラウンドの呼び名にふさわしいと、その批評家は記述した。

そのバスクは「国（くに）」を持たなかった。それゆえに地図の上にな
い「国」の呼称にも混乱が生じて、名称と実体が合致せず錯綜としてい
る。総体としてバスクの名はあるが、具体的にどこを指し、どの個体で
あるか、となると、説明が多義にわたる。バスク全体（総体）を言い表
すスペイン語「バスコニア Vasconía」はバスク語「エウスカレリア Eus-
kal Herria」に対応する単語とされている。バスク語の方は昔から「バ
スク語を話す人々が住むところ」をそのように呼んできた。しかし、「バ
スコニア」という見出し語はアサオラが著書に引用した、1970年代の王
立アカデミー公認のスペイン語辞書にもなかった。現在の版（2009年）
でも「バスコン *vascón*」が見出し語になり、「『バスコニア』に派生する
形容詞」という扱いである。「エウスカレリア」という呼称は古いが、そ
う活字として表記されたのは16世紀⁽¹³⁾だった。

ラテン語起源「バスコニア」という表記そのものが曖昧なまま、も
ともと狭い範囲の地域を指し、それも今日のナバラ地方周辺に限定する用
語であった。それでも「バスコニア」がバスク語「エウスカレリア」と
同等と理解されてきたのである。自然地理的にはバスクが存在するが、
歴史、文化、政治、経済それぞれの観点から見ると、バスクには中心軸
がなく、それぞれの都合によってその範囲、中心が変わってくる、とア
サオラの研究を踏まえて実体の伴わない「国（くに）」を政治学者ハウレ
ギは指摘する⁽¹⁴⁾。

バスク語よりも広い範囲で使用されていたカスティーリャ（スペイン）
語に「バスク」を指す言葉に「バスコンガド *Vascongado* / バスコンガ
ダ *Vascongada*」（前者が男性形、後者が女性形）がある。スペイン語辞
書には、「*lengua*（言葉） *vascongada*（バスクの） = *vascuence*（バス
ク語）」の用例があり、「バスコンガド / バスコンガダ」は「バスク」と
同等に公認されている（*v* = *b*、スペイン語では同じ発音）。「バスコニ
ア」よりは「バスク」総体につながる筋の用語として経緯は明確である⁽¹⁵⁾。

論 説

18世紀半ばスペイン国王の特許を得て創設された「バスク友好協会 La Real Sociedad Bascongada de Amigos del País」の声明文には、「バスク国民 Nación Bascongada」、「バスク県 Provincias Bascongadas」と用語例がある。18世紀の段階における本来の意味・使用から判断すれば、その国民（ネーション）は「バスク語を話す人」の集まりであり、自分たちの「言葉」「言語」を活かして組織や領域を定義し創生する。これは「主権国家」の時代に「国家組織」を伴わない「国」の有り様を説いていると理解できる。その団体が母体になってイベリア半島全域とアメリカ植民地に居住する「同郷意識をもつ（Nación）バスク語を話す（Bascongada）」＝「バスク国民」に参加を呼びかけて貿易も文化活動もする。その団体は母国「バスク」よりも多い母国外の会員を集めた。この後に国家間の競争のなかで埋没する「バスク」が輝いた時代があった証拠にもなる（豊かな「ノン・ネーション」の時代）。18世紀創設当時使用された用語の含意することをふまえると、その時代の概要が理解できる。⁽¹⁶⁾

「ネーション Nation、スペイン語 nación」のラテン語語源（natio）は「生まれる スペイン語 nacer」であり、「生まれた場所」が「ナシオン nación ネーション」の原義である。「ネーション」には歴史的に共通の「(生まれた) 場所」や「(共通の) 言葉」が大枠にあったことが分かる。⁽¹⁷⁾元々の意味を汲み取り、歴史の中に使用例などを調べて積み重ねて行くと、現在・未来に役立つ「ヒント」がある。このヒントから近現代の用語の多様な使用例や語意、これに伴う政治の混乱を整理することができる。

3) バスク「実体」― 名称と政治的含意

さらにアサオラの記述を紹介しよう。19世紀までにはフランス語「ペイ・バスク (Pays basque)」をスペイン語に訳した名詞「国」(País)に
(甲南法学'17) 57-3・4-528 (716)

形容詞「バスク」(Vasco)が付き、「パイス・バスコ (País Vasco)」という訳語の単語が定着した。これはフランスのような主権国家の意味も含んだ上に、バスク総体を表す言葉として扱われている。それゆえに19世紀末バスク・ナショナリズムを創始したサビーノ・アラナはバスク民族国家を意味する「エウスカディ Euskadai」という政治的な意味を込めた造語を發明する必要がある⁽¹⁸⁾のである。ばく然とした「エウスカレリア」他では政治目的が不明になってしまうからであった。「エウスカレリア」に該当する「パイス・バスコ」が登場したものの、ナショナリズムの観点からバスク民族国家「エウスカディ」の名称が必要であったということになる。

そのバスク国 (パイス・バスコ País Vasco) は初めから中心軸がなく、制度も機構もなかった。民主化のなかで制度・組織・機構が創造され整ってきた⁽¹⁹⁾。スペイン憲法にバスク自治州はスペイン語で「パイス・バスコ」、バスク語で「エウスカディ (Euskadi)」と正式に呼称され、バスク自治州はスペイン憲法で定める「自治州国家」の中で認定された独自の制度・機構をもつようになった。しかし、その領域がスペイン側3県に限定されているように、バスク人が古来範疇に入れて考える総体を体現していない。そのためにフランス側やナバラ地方のバスク部分を含む総体を指すものとして「エウスカレリア (Euskal Herria)」が依然として使用される。

「パイス・バスコ」、「エウスカディ」、「エウスカレリア」は、それぞれには言外に含意があるが、「公式に」使用されて「バスク」を意味する単語となってきた。この3語が1985年と2007年時点で使用された含意を比較した報告がある⁽²⁰⁾。

1985年段階で

「パイス・バスコ」使用者は、非ナショナリスト、つまり普通のバス

論 説

ク人

「エウスカディ」 使用者は、バスク民族党（ナショナリスト）、その共鳴者

「エウスカレリア」 使用者は、ナショナリスト急進派

2007年段階で

「パイース・バスコ」 使用者は、歴史家、弁護士など専門職（職業上、使用する）

「エウスカディ」 使用者は、バスク社会党、国民党（非ナショナリスト中道派）、その共鳴者（憲法による定義、一般例として普及）

「エウスカレリア」 使用者は、ナショナリスト一般とその急進派（両派は同一、融合傾向にある）

民主化以後、バスク語が急速に社会に登場し、それぞれの用語が政治的な党派性を帯びたものになっている。再び名称と実体の不一致が指摘された。近現代の用語使用が招く混乱が政治の世界にも混乱を招くと指摘する。

3. 「地方自治」から「負の遺産」解消へ

1) 民主主義と地方自治

民主主義の成果であった「地方自治」がバスク地方ではいかに反映しているのか。最新の地方選挙は2015年5月24日に実施され、その投票結果に基づいて次の改選2019年までの地方政治が編成されている。この地方選挙はより住民生活に密着した分野において影響するが、州・県単位となる地域全体の政治動向を左右するまでには至らないことを選挙制度の構造面からすでに指摘した。アラバ県は保守派、ビスカヤ県は穏健民族派、ギブスコア県は急進的な民族派が選挙結果から見ると、それぞれ（甲南法学'17）57-3・4-530（718）

の県で政治的優位を占めている。ギブスコア県内の市町村で多数を占める急進民族派が県都サンセバステティアン（バスク名ドノスティア）市長を初め、県内多数の議会の支持を得て県知事も選出するが、バスク州全体に自派の政策が大きく影響することはない。県知事は行政責任者の役割に止まる。地方政治全体に影響するのは州議会選挙であり、その結果に基づいて樹立する州政府である。国政選挙はスペイン国会に送り込まれる地域代表を選出するに過ぎない。地域のみを基盤とする政党（バスク民族党など）は国政では少数派に過ぎないが、時には与野党接近の状況下では役割が増すことがある。バスク自治州はその他の州政府と違って税全体の徴収権限を保持し、その中央政府への納付の割合（分担納付割合）を年度ごとに交渉して決定する。この「歴史的な特権」を保持するバスク州とナバラ州は地方自治をめぐって、国政も絡めて「交渉」＝（地方内）政策の実行を優位に進めることができる。カタルーニャ州など他州がうらやむのはこの租税徴収特権である。

そのためにもバスク「地方」自治州政府の与党の権限は州内外にも影響し、とりわけ地方政治を左右してきた。フランコ独裁政治が終わり、民主化移行とともに「スペイン」のみならず「バスク」の民主化が進んだ。独裁の徹底した中央集権（権力の一極集中）からの解放は、徹底した地方分権、つまり地方自治の拡充であった。その「民主化」とともに政権与党を占めてきたのがバスク民族党であった。⁽²¹⁾

バスク民族党が政権中枢に位置するようになったのは、必然的な結果と言うよりは次のようなフランコ後「民主化移行期」の事情があった。1977年からプレ自治、1978年憲法制定、1979年10月地方自治憲章承認と進み、バスク地方は地方自治が承認されて自治州になった。その過程において穏健な民族派バスク民族党が1978年憲法制定の国民投票に対して投票ボイコットを呼びかけ、民族急進派エリパタ・スナ（民衆連合HB）が総選挙（1977年6月）で獲得した中央議会（国会）の議席への着席

論 説

(参加)を拒否したことがあった。その最初の総選挙においてバスク地方で第一党になったのはバスク社会党であり、同党をはじめ非民族派グループは民族主義政策(地方分権)を優先し、第二党 PNV に政府首班(首相、バスク語ではレンダカリ Lehendakari 大統領の意味)を委ねて、連立政権を組んだ。エリバタ・スナ HB は自派が推進してきた民族言語の普及を公的に支援する約束を取り付けた。バスク地方自治州の公用語となったバスク語(エウスカラ euskara)の普及こそが民主化=地方自治の拡充を目に見えて確認できる(可視化)方策と、バスク政治勢力は考えたのである。前時代のフランコ時代には民族言語=バスク語の公式使用が禁じられていたからこそ、バスク語・バスク文化の普及は民主化の推進を目に見えて確認できる手段となった⁽²²⁾。

このような背景があり現在に至るまでのバスク政治を動かしてきた民族派は、合法グループと非合法のそれに区分される。前者の主要な政党が「バスク民族党」(PNV)と「バスク連帯」(EA)、後者が「バスク祖国と自由」(ETA)、そして新しい政党法の制定(2002年6月)によって現在は非合法となってしまった「エリバタ・スナ(民衆連合)」HB、「バタスナ」、「愛国的社会主義」(SA)である。2011年5月地方自治体選挙に登場する新党があるが、ここでは割愛する(急進派ながら合法政党として地方選挙に参加する⁽²³⁾)。1978年憲法に基づく自治州政府はバスク民族党とバスク社会党(PSE、中央政界ではスペイン社会労働党 PSOE と同列)連立政権が20年、その後バスク民族党とバスク連帯とバスク共産党(PCE-EPK、中央政界では統一左翼 IU と連携)三党連立が約10年続き、バスク民族党が単独過半数を獲得できないまでも常に政権の中核にあり、地方自治政府発足の時から首班(首相)を変わらず掌中にしてきたのである。

そのバスク自治州において2009年3月1日州議会選挙の結果、政権交代があった。フランコ後の民主化から30年以上も政権与党であり続けた(甲南法学'17) 57-3・4-532 (720)

スペイン、そしてバスク「ネーション」事情考

バスク民族党が獲得投票数から第一党でありながら、バスク社会党と中道保守の国民党が同調し反民族派が連立すればバスク議会議席の過半数を占めることになった。中央政界においては政権与党スペイン社会労働党（バスク社会党の上部組織）と野党第一党国民党は相対立する。両党党首がバスク州における協力を確約（3月12日）、3月31日にETA撲滅、暴力のない民主社会（樹立）優先で両党は合意し、5月5日バスク社会党書記長パチィ・ロベス（Paxi López）が州首相（レンダカリ）に就任し「反」民族主義政権が成立した。⁽²⁴⁾

この反民族派政権はスペイン国内における「自治」のみならず、民族急進派が主導する「分離」「独立」に対応することが急務となった。テロ集団となったETAなど民族急進派を時には容認してきたバスク民族党政権から見れば、反民族主義政策への転換が予見された。スペイン中央政界はフランコ統治が終わり民主化以後、政権交代がこの40年間に3回あり、それぞれの政権の政治手法が社会状況を変えることに役立ってきた。バスク地方政治においては2009年5月初めて政権交代があり、バスク社会党と国民党が従来から水と油の違いがあったと言われる中で問題解決へ対応する。ヨーロッパ連合（EU）、隣国フランス政府との協力が進み、バスク問題解決（バスクの暴力の撲滅）に本腰が入ったのである。

民主主義の下、民主的な手法を用いる住民感情からすれば、ETAの「発想（武装闘争によるバスク全体の解放・独立の主張）」は異常と云わざるを得ない。閉鎖的な思考のみが優先された組織の発想に過ぎない。一方、スペイン中央政界においては「負の遺産」解消が世代交代という時流も加わり、スペイン内戦から70年、その前の第二共和国樹立から75年が経過して「過去の清算」が「歴史記憶法」成立（2007年10月）によって法制化された。民主主義の定着を基盤に「負の遺産」解消への第一歩が始まっていた。⁽²⁵⁾

論 説

バスク政治においては、従来から進められてきた「和平プロセス」があった。しかし、民族派を中心にした政権は急進派が引き起こす騒動に理解を示しながら、中央政府へ向かう姿勢を堅持していた。2004年末から05年初めバスク政界は熱くなっていた。バスク「住民」の「自決権」を請求する、バスク州政府首班の名を冠した「イバレチェ計画（プラン・イバレチェ）」が「民族派が多数を占める」バスク州議会で可決され、スペイン国会へ送付された。国会は一日の審議でこの提案を否決してしまった。すると、バスク「住民」のみが最終決定者とするバスク州政府首脳は、バスク州内における住民投票に問うと即座に声明発表したものの、住民投票がスペイン憲法によって国会の承認が必要と諫められると、今度は州議会選挙を繰り上げて早期に実施し、「住民」に問う方策を立案した。しかし、バスク「住民」はバスク「民族」とイコールではない。多数派集団が「バスク問題」の最終決着案としてとった手段は「自決権」の獲得であったが、そう考えない側もあった。中央政府の圧力（経済団体への働きかけなど）に加えてバスク住民の中にはこの策に同意しなかったのである。

バスク州政府与党は独立とは行かないまでも「自由連合」によるスペイン国家との協定を求めて現憲章の改定を目論んだ⁽²⁶⁾。さらに憲法制定から25年、その改定、自治憲章の見直しを議論しようとした。外的な状況としてはヨーロッパ連合が経済統合のみならず国家統合に進んでいた。このような背景から憲法、さらにヨーロッパ連合内の地域間の連携が進めば進むほど自治憲章、それぞれの改定が現状に則して求められたのである。しかし、これらのバスク民族派の動きは自決権を前面に打ち出した「エスニシティ」を基盤とした「ナショナリズム」に支えられていたのは明らかである。もともと穏健な民族派が構成する州政府内部においてその急進派に連動するグループが外の非合法的な急進派にまで含めて中央政府への働き掛けが事の発端にあったと言える。

この動きには、海外移民したバスク人も連動していた。アメリカ合衆国アイダホ州議会は2002年3月「エウスカディ（バスク）の主権、自治権を問う住民投票の実施を支持する」議決した。アメリカ合衆国西部には牧羊業を中心にバスクからの移民が多い。スペイン政府がワシントン
の連邦中央政府に内政干渉で抗議する事件にまでなった。まさに遠隔地ナショナリズム（遠距離ナショナリズム）の事例であった。ベネディクト・アンダーソンはこの種の遠隔地ナショナリズムが無責任な政治行動を生むことを指摘している。⁽²⁷⁾しかし、この策は不発に終わり、先の政権交代を招いた。

フランコ時代に弾圧を受けた側が受けると同様に民族急進派 ETA が関連するテロ被害も同列に「負の遺産」の対象となってくる。これらの騒ぎの中で20世紀末から「エスニシティ」民族を主軸にしない、また意識しないで地域を重視する「バスク住民」が政治にも連動し、「都市再生」を支えていた。都市再生の事業には住民の賛同（意志統一）とその参加が必要である。その際に、バスク地方の固有の文化が有効であり、住民はこれと共同する。⁽²⁸⁾この過程において、民族を絡めない新しい発想に培われた「住民主権」の実体が生まれてきた。それぞれの住民、そのルーツとしての民族には歴史的な背景があり、多様である。その集合体として「ネーション」があり、都市再生などを体験して新しいタイプの「ネーション」形成へ向かう。かつてフランス革命では「ネーション」を民族や身分を超越する枠として捉えたように新しい「ネーション」には「住民」が入る。民族の要素を度外視しないまでも現実の生活を優先する住民が主体となった。1980年代後半の景気後退と失業率30%に、ETAによるテロへの恐怖を伴った社会不安も住民選択のポイントともなった。このように多様な「ネーション」「ナショナリズム」の視点が都市再生を成功させたと考えられることができる。

論 説

2) 新しい「ナショナリズム」と「負の遺産」

フランス革命以来、国民主権が主張されて「国家は国民のもの」としてナショナリズムが地歩を得て来た。そのナショナリズムは国民の凝集力を高めるために想像上のナラティブ（物語）を装い、忘れ去られていた歴史の発見と想起が見られ、特定階層の文化を国民文化として称揚してきた。この力学が文化的に民族的に他者を排除して国民の同化を進めてきた。

古い「エスニック」な要素を多分に保持してきたバスク「ナショナリズム」には、その勃興は内発的で自明なものであったとしても、19世紀末からのその政治運動は外の世界の影響を受けて展開して諸外国の事例と比較ができる。また「近代」が推進する「ネーション」構成の諸要素はバスクにはあった。その際に、外にある「国家」「ネーション」相手に自らの「ネーション」を追求する。その「正義」、つまり民主主義の追求・実現が運動となる。民主主義の「実現」が度合いはあるにしても、実現、達成の段階にあると認識できる現在にあって、まだ不十分として旧来の方式で運動を進めるか、新たな展望を模索するか、論議はあろう。しかし、民主主義が定着したと評価するスペイン全体やバスク地方の判断は妥当であると言わざるをえない。その判断の上に立って、新しい志向の「ナショナリズム」があっても良い。

バスク地方における「負の遺産」清算を目論んだ広い意味での「和平プロセス」は「ナショナリズム」の妖怪に振り回された「悪夢」を現実のものにしたが、民主主義の発達によって達成されてきた現在の社会、つまり社会的な現実はその妖怪に振り回されることがない基盤に立っていることも改めて認識できる。この流れのなかに「都市再生」で盛り上がる現実のバスクがあった。

2011年民族急進派の新党に市政を委ねたサンセバスティアン市は、前任の社会党市政が進めていた「2016年 ヨーロッパ文化首都」に当選し、(甲南法学'17) 57-3・4-536 (724)

新しい都市計画に着手せざるを得なくなっていた。社会党所属の前市長は新党が民主主義の成熟を知らないと批判する。その新党の市長はフランコ時代の弾圧犠牲者の追悼に出席し、古いナショナリズムの利益回復に努めている⁽²⁹⁾。民族急進派が地方議会を掌握したギブスコア県に対して、穏健派が主流であるビスカヤ県はビルバオ市において前世紀末から進める都市再生がある。前者は「負の遺産」に縛られる内向きな「ナショナリズム」の姿勢を追及し、後者は政治的には現実主義路線を進めて新しい「ナショナリズム」志向が見られる。民主主義の達成後、新しい視界を開く必要がある。

おわりに

現代における「ネーション」について論を進めたが、「バスク」には「ネーション」にとらわれない「ノン・ネーション」の発想から活躍した時代もあった。18世紀から19世紀「近代」「国家と国家の対立時代」開始以前までの時代がこれに当たる。このテーマは別稿に譲るが⁽³⁰⁾、その財産から「バスク」総体の把握に現代においても混乱が生じた事実・理由がある。この点については、本稿で取り上げた。

最近では10ヶ月も首相不在が続いたスペイン政治の混迷があった(2016年10月29日終了)。その間に二回の総選挙があった。しかし総選挙の結果、第一党が多数を形成できず、連立もままならなかった。第三回目の総選挙を回避するために、首班指名において第二党(野党第一党)が第一回目には自党の候補者に投票、第二回目の投票で議員過半数が欠席し、与党候補の当選ラインを下げたことで首班指名が成功した。民主主義の基本である選挙による代表の選出方法は十分に認知されているが、ここまで合議による政治手法が徹底した例は、ある面ではスペイン民主主義の達成点を示す。19世紀自由主義理念が導入されて議会中心の政治に転換して行く。近代国民国家(Nation-State)像がスペインでも進行す

論 説

るが、周辺地方には別の「ネーション」理念があった。政治が首尾良く展開しない時には議会ではなく、議会外で力による決着（クーデター、スペインではプロスンシアミエント「軍事蜂起宣言」）が手段に選ばれたこともあった。20世紀前半、1923年や1936年政権転覆はプロスンシアミエントに依った。

このような世界に民主主義が導入され、衆議によって政治に決着が付く。選挙による政権交代も定着する。これらの経験が本稿でも示したように「ネーション」「地方自治」をめぐる争いの中で貫かれたと言える。中央政治における与党第一党「国民党」と野党第一党「社会労働党」の「論議による」妥協は、バスク州における「バスク民族党」と「バスク社会党」の連立にも通じる。その論議の中でバスクでは「エスニック」によらない「ネーション」の共通意識が保持されることになった。ヨーロッパの外で展開する「ネーション」論議—住民投票などに歩調を合わせるほどに、スペイン及びその地方はもう独特・特殊の地域ではなく、普遍化されたテーブルで論議する展開に、外のことを内に入れる、内のことを外に訴える思考形式が孵化したようである。

スペインについては、その歴史を辿れば、どの時代にもヨーロッパから離れてその視野に入らないことがあった。スペイン側の外交的「孤独」がヨーロッパの規範から外れ、スペイン独特な諸点を歴史の中に残してきた。これら独自なものをめぐる論争はスペインの改革策を求めて今でも戦わされてきた。普遍化された「民主主義」手法によって現代スペインは改革を進め、この点を踏まえて今日の「地方自治」のスペインおよびバスク地方「自治州」があり、そこには民主主義が定着した明かしがある。バスク民族急進派のテロに代表される「暴力」、裏を返してスペイン的な「情熱」の発露となった政治はすでに過去のことであった。本稿では、民族急進派の代表 ETA について多くを述べなかった。バスク現代史において時には体制批判・抵抗運動のシンボルである反面、最近では（甲南法学'17）57-3・4-538（726）

社会不安の根元となっていたが、その ETA が活動を停止した。2011年10月21日 ETA は「恒久的な停戦宣言」をし、活動の停止、組織の解体、武器引渡しが進んでいる。これを受けて「暴力」、「独立」が社会の主要なテーマにならなくなった。

その根拠に昨今の世論調査を見れば分かる。バスクの場合、かつての民族急進派が唱える「独立」支持が減少している⁽³¹⁾。「住民投票」「国民投票」と世論調査とは、データの質に違いがあろうが、ある一定の方向性が判明する。世論、住民の意見が反映されて政策が実行される。地方自治の施行以来、中央政府の意向を忖度することなく、地方段階で政策決定が可能であることが分かり、実行される。その例はバスク中心都市であるビルバオ市「都市再生」の成功にも見られた。

税制など徴収特権があり恵まれた「地方自治」を享受するバスク州がカタルーニャに同調して周辺バスク地方も含めた「ネーション」形成を求める。この流れは、かつての急進派が取り組んできたバスク総体の問題解決へ向かうものに混同される。しかし、現実路線に旋回した穏健なバスク民族党が住民重視のバスク社会党と連立することで新しい「ネーション」像を構築しようとする。この実験は、カタルーニャにもその他のスペインにも、さらにヨーロッパ諸地方にも反映し、連動するだろう。フランコ体制に決別した新生スペインは「地方自治」国家を選択した。地方分権の事例であれば、連邦制国家がすでにあった。それ以前、1930年代にはワイマール憲法に匹敵する民主的な憲法を制定してスペイン「統合国家」を模索した。どちらも、歴史的に「地方」の度合いが強い「国」が取り入れた苦心の国家像である。今回は、バスク連立政権が「ネーション」を意識したことから登場する次なる現象に注目し、現実を見据えてどのような「地方」像を描くのか注視したい。

本稿で述べたように多様な「地方」像を歴史の中で描き、現代の政治では「バスク」そのものの実体がないのに全体像がある社会が初めて

論 説

「地方自治」施行から行政組織など実体が備わるようになる。さらに都市再生に見られるように住民の総意によって新しい「地域社会」作りが進む。伝統を生かした、新しい創造の成果が現実のものとなる。歴史を参考にすることはあっても、逆戻りはない。その道筋を本稿は辿ってきた。

(本稿は、平成27年度横浜商科大学学術研究会研究助成を受けた。ここに記して感謝する。)

注

- (1) El País 紙 (4 de diciembre 2016) Opinión: Nación de naciones (複数ネーションの国)
- (2) El País 紙 (11 de noviembre 2016) Urkullu defiende el realismo político frente a planteamientos irrealizables (ウルクリュ、非現実的な提案に反対、リアリズム保持)、El lehendakari reclama que se reconozca a Euskadi como nación, … (州首相、バスクをネーションと認識)
- (3) Íñigo Urkullu (イニイゴ・ウルクリュ) バスク自治政府首相が2016年11月27日就任(2期目)。バスク社会党との連立協定において前記注(2)にあるように非現実的な提案に対してリアリズムを表明した。El País 紙 (11 de noviembre 2016) (23 de noviembre 2016)
- (4) El País 紙 (4 de diciembre 2016) Opinión: Nación de naciones (複数ネーションの国)の中で「1837年憲法」に言及している。同憲法について、Diccionario de historia de España, Ediciones de la Revista de Occidente, Madrid, 1963. pp.956-958. 参照。1873年第一共和制の憲法では複数の国家 (estado) の存在を明記している。同辞書 pp.966-967.
- (5) Juan J.Linz, Conflicto en Euskadi, Madrid, 1986. P.24
- (6) Linz 前掲書., P.25. Evangelita de Ibero, A mi Vasco, 1.ed. 1906. Solé Jordi Tura, La síntesis de Prat de la Riba, en Catalanismo y revolución burguesa, Madrid, 1970.
- (7) ファン・ソペーニャ『スペインを解く鍵』(平凡社 1986年) pp.121-124.
- (8) ホアン・リンツ『全体主義体制と権威主義体制』(高橋進ほか訳 法律文化社、1995年) 参照。
- (9) 後述の本文「2. バスクの総称 2) バスク各種の呼び方」参照。
- (10) 「1978年憲法」と現代のスペイン情勢については、山田信彦『スペイン法の歴

スペイン、そしてバスク「ネーション」事情考

- 史』（彩流社1992年）、『スペイン・ポルトガルを知る事典 新訂増補版』（平凡社2001年）「今日のスペイン」 pp.408-416. 参照。
- (11) バスク通史については、拙著『バスクとバスク人』（平凡社新書 2004年）、同書 第3章「スペイン内戦とバスクの『大義』」参照。
- (12) [http://wikipedia.org/wiki/municipios de espana](http://wikipedia.org/wiki/municipios_de_espana). 参照 法 (Ley 7/1985, de 2 de abril Reguladora de las Bases del Régimen Local) において、「ムニシピオ (municipio)」国家の基本単位と定義している。拙稿「スペイン・バスク自治州『政治分析』—『新党』の余波とナショナリズム再考—」（横浜商科大学『紀要』第10巻 2011年） pp.107-108.
- (13) José Maria de Azaola: Los vascos ayer y hoy, tomo II, vol.1. El nombre y la sociedad , pp.15-43.
- (14) Gurutz Jáuregui: Entre la tragedia y la esperanza. Vasconia ante el nuevo milenio, Editorial Ariel, Barcelona, 1996. pp.11-16.
- (15) Andrés E.de Mañaricua: Alava, Guipúzcoa y Vizcaya, a la luz de su historia, Leopoldo Zugaza, Editor, Durango, Vizcaya. 1977. pp.21-27.
- (16) 「バスク友好協会」については、拙稿「バスクにおけるルソーの友人たち—啓蒙主義の実践—」（『横浜商科大学紀要』 第9巻 2006年）参照。「ニューファンランド（スペイン語では、Terranova）」漁場をめぐる「ユトレヒト条約」における攻防については、Margarita Serna Vallejo: Los viajes pesquero-comerciales de guipuzcoanos y vizcaínos a Terranova (1530-1808): régimen jurídico, Marcial Pons, Madrid, 2010. に詳しい。国際条約から「バスク」の名が消え、フランス（フランス・バスク）とスペイン（スペイン・バスク）の権益が明記されるようになる。
- (17) 注（4）El País 紙（4 de diciembre 2016）参照。
- (18) Gurtz Jáuregui 前掲書 PP.17-18.
- (19) Gurtz Jáuregui 前掲書 PP.38-41
- (20) El País 紙（20 de mayo 2007） Hablar en vasco （バスク語で話す）、Manuel Montero, Voces vasca. Diccionario de uso, Editorial Tecnos, Madrid 2014 政治的な用語例を掲載する。
- (21) 『スペイン・ポルトガルを知る事典 新訂増補版』（平凡社 2001年）「今日のスペイン」 pp.408-416. 参照。拙稿「スペイン・バスク自治州『政治分析』—『新党』の余波とナショナリズム再考」 pp.102-103
- (22) 渡部哲郎『バスクとバスク人』（平凡社新書 2004年）第4章「言葉とアイデンティティ」参照。
- (23) 拙稿「スペイン・バスク自治州『政治分析』—『新党』の余波とナショナリ

論 説

- ズム再考—新党の動向は、pp.107-112 注(23) 拙稿「スペイン・バスク自治州『政治分析』—『新党』の余波とナショナリズム再考」新党の動向は、pp.107-112 参照。
- (24) 日刊 El Mundo 紙 (31 de mayo Patxi López anuncia una reunión PSE-Batasuna tras el pleno del Congreso sobre la negociación con ETA (パチ・ロベスがETAとの交渉についての国会報告後にバスク社会党とバタスナとの会合を発表)。前傾、拙稿「『和解』のジレンマ—スペインにおける民主主義の来し方、行く末—」pp.102-107
- (25) 拙稿「『負の遺産』の清算と再生—バスク—」(季刊『軍縮地球市民』明治大学軍縮平和研究所 西田書店刊 2005年)、拙稿「ETAとバスク統治」(『スペイン文化事典』丸善出版社 2010年) 参照。
- (26) 「イバレチェ計画」については、拙稿「スペイン・バスク自治州『政治分析』—『新党』の余波とナショナリズム再考—」pp.116-118
- (27) ベネディクト・アンダーソン『比較の亡霊』(糟谷啓介・他訳 作品社 2005年) 第3章「遠距離ナショナリズム」参照 pp.98-127
- (28) 拙稿「ヨーロッパの民主主義と住民自治」(横浜商科大学公開講座委員会編『民主主義の現在』南窓社 2008年) 参照。
- (29) El País 紙 (28 de junio 2011) Elorza critica la falta de madurga democrática de Bildu (前市長エロルサ、新党ビルドゥの民主主義未熟を批判)、El País 紙 (7 de agosto 2011) San Sebastián frena su desarrollo (サンセバスティアンは発展にブレーキ)
- (30) 拙稿「バスクにおけるルソーの友人たち—啓蒙主義の実践—」(『横浜商科大学紀要』第九巻 2006年)、拙稿「反近代のバスク：豊かな『ノン・ネーション』の時代」(横浜商科大学論集 第48巻 第2号 2015年) 参照。
- (31) El País (9 de diciembre 2016) El 59% de los vascos reclama un referéndum, pero sin confrontación con el Estado (「59%が住民投票支持、しかし国家と対峙することはない」バスク州立大学調査)、El País (16 de diciembre 2016) Los vascos quieren un referéndum, pero solo el 17% apoyaría la independencia (「住民投票は支持するが、17%が独立支持」デウスト大学調査) El País (8 de abril 2016) El independentismo sigue en caída libre en Euskade hasta el 24% かつての独立支持が半数近くあった情勢からはその激減が目につく。